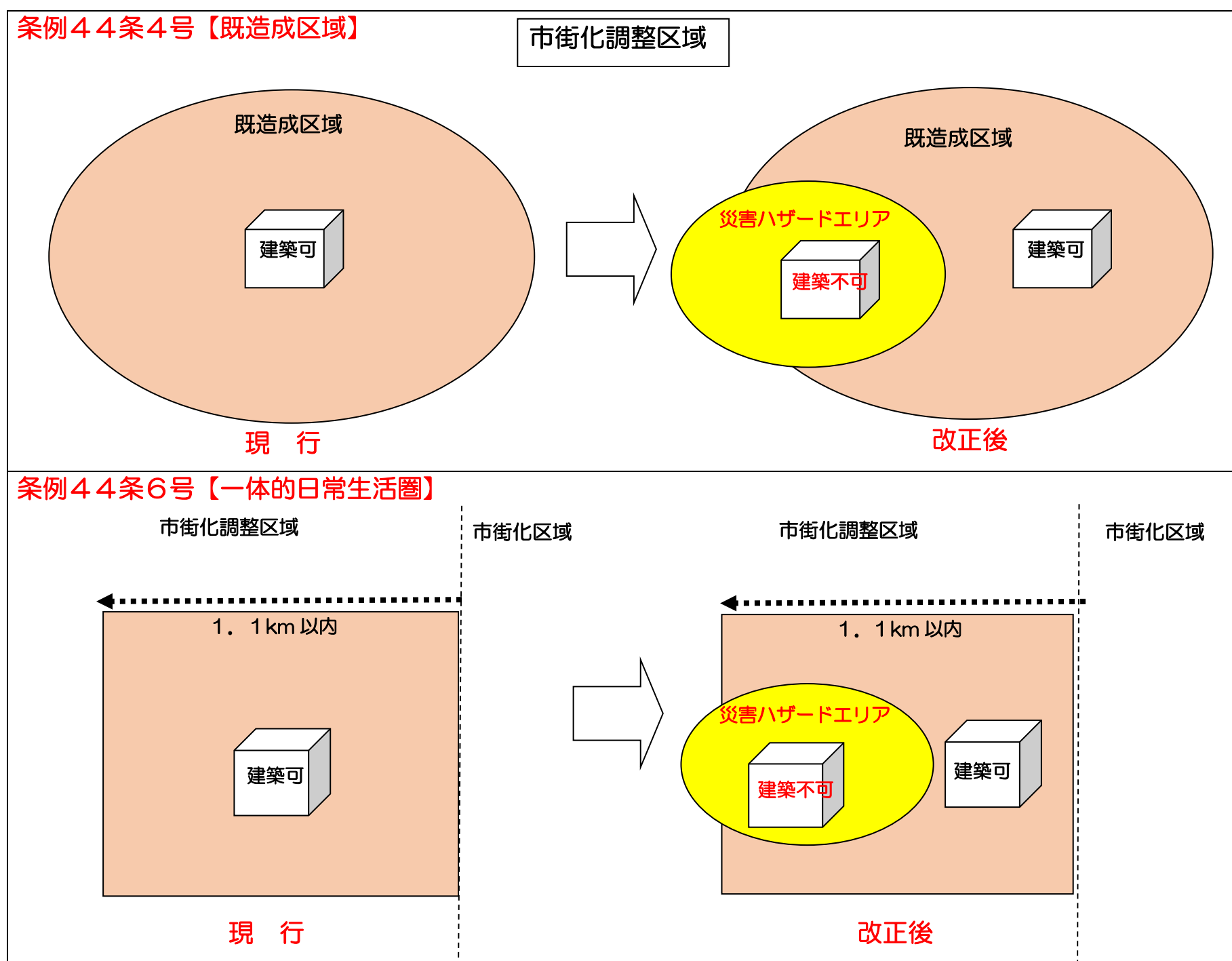


《災害ハザードエリアの開発規制について（イメージ図）》

近年、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、市街化調整区域の災害ハザードエリアにおける開発行為等を抑制するよう、都市計画法令が令和２年に改正され、令和４年４月１日から施行されました。

市街化調整区域は、原則として建築物を建築できませんが、流山市開発事業の許可基準等に関する条例４４条４号および６号で「例外的に建築物を建築できる区域」を定めており、この区域内に災害ハザードエリアを含まないよう、上位法の改正に伴い、同条例の一部改正を行うものです。



※ピンク：条例で定める例外的に建築物の建築を認める区域

※災害ハザードエリア

- ・土砂災害（特別）警戒区域（レッド・イエロー両方）
- ・洪水浸水想定区域（浸水想定深3メートル以上）
ほか

【留意事項】

・今回の条例改正に伴う規制の対象は、条例４４条４号および６号を許可要件として適用する
 場合です。既存適法建築物の建替え等、市街化調整区域で例外的に建築するための他の許可要
 件を満たせば、建築物を建築できる場合があります。

・なお、市街化調整区域で建築物が建築できるかの詳細については、個別に審査し判断することとなります。